

奨学金 NEWS

第14号 2026年 9月16日

学校ホームページでもこのお知らせを見ることができますのでご利用ください。奨学金申込時は、疑問点をお早めに確認の上、ご連絡ください。

問い合わせは担任の先生と教務部：佐々木まで

3年次対象

三戸福祉事務所

母子及び父子並びに寡婦福祉資金予約貸付金（貸付併用不可）

貸付対象

令和8年度において短期大学・大学・高等専門学校・専修学校等への進学を希望する三戸郡及びおいらせ町に居住する母子・父子・寡婦家庭の方及び父母のない生徒

貸付の要件

- 1 本資金および他制度との貸付金の償還、税金、公共料金等の支払を現に滞納している方については、原則として貸付対象外。
- 2 原則、他の貸付制度との併用はできない。
- 3 すでに支払った経費については、貸付対象外。
- 4 原則として連帯保証人が必要。

*連帯保証人の要件

- 1 安定した収入を有し、かつ独立の生計を営んでいること（同居は不可）
- 2 原則として県内に1年以上引き続き居住し、福祉事務所への来所面接が可能であること。
- 3 原則として満60歳以下の身体の状態が健康であること。
- 4 母子・父子福祉資金の貸付制度をよく理解し、返済責任を負うことができること。

申請受付期間

令和8年11月2日（月）から令和9年1月29日（金）まで

その他

- 1 日本学生支援機構及び青森県育英奨学会の奨学金等の融資制度を利用する場合は本資金の貸付は行わない。ただし、本福祉資金貸付限度額と日本学生支援機構及び青森県育英奨学会の奨学金貸与額との差額は貸し付けを可能とする。
- 2 大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）による授業料等減免又は給付型奨学金の対象者は、入学又は修学に必要な費用から新制度の支援額に相当する額を控除した額を貸付限度額とする。
- 3 本資金の貸付後、新制度の支援が決定し、授業料等減免に伴う還付金及び過月分の給付型奨学金を受けた場合は、支援等相当額について速やかに償還させる。

申込方法

三戸福祉事務所への事前予約のうえ来所し、貸し付け条件等の説明を受けてから申請。

※三戸福祉事務所への申し込みなどは各自で行います。希望する方は申請受付期間に注意して申し込んでください。